

五監公告第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年12月5日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

市民課

3. 監査の期間

令和6年10月30日～令和6年11月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>地域振興課市民係において、専用公印を2本所有し合併時の平成18年3月より使用しているが、公印台帳への登録及び告示が1本のみしか行われていない。 直ちに必要な手続きを行うとともに、五泉市公印規程に基づく適正な事務処理及び再発防止に努められたい。</p>	<p>地域振興課市民係において所有する専用公印2本のうち、公印台帳への登録及び告示が行われていないものについては、欠損があるため廃止・処分を行いました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。</p>